

標準処理期間の設定について

行政手続法第6条において、行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされていることから、農地法に係る標準事務処理期間を下記のとおり設定いたしました。

記

法令名	根拠条項	許可の種類等	標準処理期間
農地法	第4条第1項	農地転用の許可（4ha以下）	締切日から 40日 【注1】
農地法	第5条第1項	農地等の転用のための権利移動の許可（4ha以下）	
農地法	第4条第1項第7号	市街化区域内の農地の転用の届出	締切日から 2週間 【注2】
農地法	第5条第1項第6号	市街化区域内の農地等の転用のための権利移動の届出	

【注1】 転用面積が3,000㎡以下で、農業委員会が県農業会議の意見を聴かないと判断したものは、概ね20日。ただし、開発許可を要するものは、農地転用許可と開発許可は同日となるため、処理期間が20日を超える場合もあります。

【注2】 農地法第4・5条届出は、締切日までに届出があった分は、次回締切日が受理通知書の交付日となります。